

# 盛岡市一般廃棄物処理業許可証

盛岡市指令 1 廃第 2-22号

住所又は所在地 岩手県盛岡市川崎字上川崎24番地 1  
氏名又は名称 新工住建株式会社  
及び代表者氏名 代表取締役 坂本 恵

令和 2 年 2 月 20 日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和 2 年 3 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明



- 1 取り扱う廃棄物の種類  
一般廃棄物（木くず及びがれき類に限る）
- 2 業の種類  
処分業（破砕機による中間処理）
- 3 許可期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 4 業に供する機材等  
(1) がれき類破砕機 1 基（破砕 256 t / 日）  
(2) 木くず破砕機 1 基（破砕 60.8 t / 日）
- 5 業の所在地 盛岡市玉山馬場字赤坂 2 番 40  
新工住建株式会社リサイクルセンター
- 5 許可の条件  
(1) 関係法令に定める事項を遵守するとともに、市の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。  
(2) 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消を行うものであること。